

沿岸資源増殖場グリーン化事業費補助金実施要領

令和7年4月1日
農政水産部水産局漁業管理課

第1 趣旨

この要領は、沿岸資源増殖場グリーン化事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める補助金の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の内容

沿岸資源の持続的利用を図るため、稚魚や藻類の育成の場となる増殖場の機能向上に資する次の取組に要する経費の一部を助成する事業とする。

ア 藻場代替構造物設置等増殖場の機能向上に資する取組

- ① 藻場代替構造物の設置等
- ② 増殖場の機能向上に関する先進地調査

イ 海洋向け県産施肥材の開発

第3 事業実施者

第2の補助金の交付の対象となる者は、それぞれ次のとおりとする。

- ア 県内漁業協同組合又は水産業の発展を目的とする団体又は法人（県内市町村、県内漁業協同組合又は漁業者が主たる構成員若しくは出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものであって、かつ、知事が適当と認めるものに限る。）
- イ 県産堆肥等の原料を用いた海洋向け施肥材開発の知見を有する県内企業

第4 補助対象経費

増殖場の機能向上に資する取組に係る次の経費を補助対象経費とする。

ア 藻場代替構造物設置等増殖場の機能向上に資する取組

- ① 藻場代替構造物の購入、設置、効果の把握に係る経費
- ② 増殖場の機能向上に関する先進地の調査に係る経費

イ 海洋向け県産施肥材の開発

海洋向け県産施肥材開発に係る経費

第5 事業の実施

- 1 補助事業者は、補助金を受けようとする場合は、別途定める日までに、交付要綱で定める事業計画書を作成の上、知事あてに提出するものとする。
- 2 県は、要望調査表の内容を審査し、適当と認められる場合には、予算を超えない範囲で、補助事業者に対し補助金の交付内示を通知するものとする。

第6 事業の実施期間

本事業の実施期間は補助金の交付決定の日から当該交付決定のあった日の属する年度の2月末日までとする。

第7 書類の保管等

- 1 補助事業者は、この事業に係る経理については他と区分し適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備して、保管するものとする。ただし、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 県は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、補助事業者に対しその他必要な事項について調査し、報告を求めることができるものとする。

第8 その他

補助事業者は、この要領に定めるもののほか、知事が定めたことに従い事業を実施するものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。